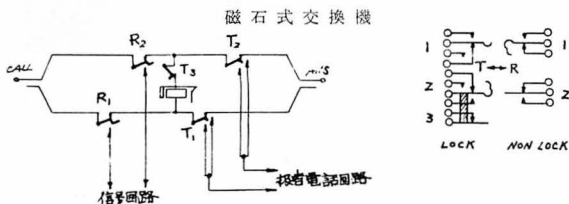


(2) レントゲン診断, その他結核に関する検診および健康指導等。

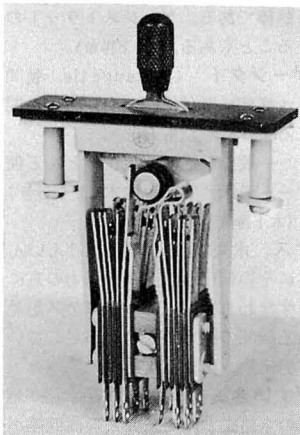
(3) 自然陽転者(レントゲン所見のないもの)に対する抗結核剤の服用は1人1日8gを引続き6箇月間。(墨江政雄)

けつこうでんけん 結合電けん(英) combined key 手動式



交換機の接続も回路そのほか使用され、聴話電けんと信号電けんを結合したもので、一般に弾条が垂直に配列された万能形電けんが使用されている。

図はC1号結合電けんを示すもので、電けんハンドルを聴話側に倒すと、ハンドルは倒れ切り(locking)となり、接点電話回路は通話回路に接続される。また信号側は手を離せば跳ね返り(non locking)となるもので、ハンドルを倒している間だけ回路に信号電流を送り出す。(相原茂)



結合電けん

けっさん 決算 企業会計において、1会計期の終りに、誘導法によりその期間における企業の経営成績、すなわち純損益を計算確定し、またその期末における財政状態を明らかにするために行われる会計上のいっさいの手続をいう。

1事業年度末における総括決算箇所の総勘定元帳の記入が終了とき、これを集計して年度末総括試算表を作成し、これにもつぎ損益計算書および貸借対照表が作成され、さらに貸借対照表にもついで財産目録が作成される。

国鉄ではこれらの財務諸表(財産目録、貸借対照表および損益計算書)は監査委員会の監査報告書をそえて、決算完結後2箇月以内に運輸大臣に提出され、その承認を経て公示されるとともに、最終的には内閣を経て国会にも提出される(日本国国鉄法第40条)。

国鉄では規定上日次決算、月次決算および年度決算が行われることになっており、日次決算は日別の会計取引を集計して当日の計算記録を単に検証する手続であり、また月次決算もその月分に関するもので、その月における財政状態と経営成績の概要を示すものであるが、いわゆる期末整理記入は行われず、ことに地方の各決算箇所における月次決算においては、資本勘定がないので単なる試算にすぎない。この意味において、日次決算または月次決算は、本来の会計上からみると、日次試算または月次試算と称さるべきであって、決算は1会計期末に資本整理が行われる点に、その本質的意義があるのである。

国鉄に対しては法律上、国会の議決にもとづく拘束予算制度が布かれているので、毎事業年度、国会予算の区分にしたがい、収入支出予算と債務負担行為(予備的債務負担を含む)の実施

の結果を明らかにした収入支出決算書、および債務に関する計算書(予算総則上規定した事項に係る予算の実施の結果を含む)からなる報告書を作成し、前述の運輸大臣の承認を受けた財務諸表とともにいわゆる「決算書類」として、運輸大臣に提出され、内閣・会計検査院を経て最終的には国会に提出される。

すなわち国鉄における決算は、会計年度末において財務諸表を作成するとともに、国会予算の区分にしたがい、その実施の結果を明らかにしたいいわゆる決算報告書をも作成する点にその特異性がある。(中川登代雄)

けっさんひん 決算品 国鉄における物品事務上の区分の1つ。国鉄の物品は貯蔵品、決算品および予備品の3つに区分される。決算品として分類されるものは、当該年度の経費に決算されたもので、物品として今後引続いて同じ用途に使用されるイス・テーブル・作業用器具等の備品と、あらかじめ使用量を予定して貯蔵品から払い出し、逐次各人に使用させる鉛筆・用紙等の消耗品のみを決算品としている。すなわち決算品は備品と消耗品に区分し、貯蔵品を備品または消耗品として払い出したとき、ならびに災害または事故の際の応急用品を資材局長、本社付属機関の長および地方機関の長が購入したとき、文具・そうじ具等資材局長が定める軽易な物品を現場機関の長が購入したときはこれに編入する(物品事務規程第6・14条第3・4項)。

貯蔵品は、それぞれの用途にしたがって各経費に決算されるが、その場合車両・自動車・機械のように工事経費に決算され、ただちに固定資産に振替えられるもの、工事材料として固定資産の新設・改良・維持に使用されるもの、備品または消耗品として各人の使用に供されるものに区分することができる。

固定資産に振り替えられるものはもちろん、工事材料として保守作業に供されるものは、使用した数量だけを貯蔵品から払い出すといういわゆる「使用払」の原則をとっており、また一部のものは引渡したときをもって決算するいわゆる「引渡払」のものもあるが、この場合でも使用すべき工事が定まっており、その工事に使用することを前提として引渡すのであるから、その工事が終了したときには、引渡した物品はすべて消費されているという考え方になる。ただしこの場合は使用するまでの姿を決算品とみることもできるが、現行規定では、払出しから使用までの時間を僅少とみなし、これらの物品は決算品の範囲に入れていない。

以上は貯蔵品から払い出した場合の決算品であるが、貯蔵品勘定をとおさずに直接に各経費をもって支弁するいわゆる「直決算品」というものがある。これにはつぎの場合があげられる。

1 応急工事用品を調達したとき。

事故または災害の際、用品庫から送付する時間のない場合、または貯蔵がなくて早急に必要とする物品があるときは、貯蔵品勘定をとおさずに、当該応急工事費で物品を調達することができる。この場合の物品は決算品として、物品出納扱は物品受払簿によって受払を整理しなければならない。

2 文具・そうじ具等軽易な物品を調達したとき。

物品事務規程第14条第4項の規定にもとづいて現場機関の長は、文具・そうじ具等軽易な物品を当該経費(直購入品)で購入することができる(昭27・8・21公報依命通達)。この権限をもっている現場機関の長とは、機関区・電車区・印刷場・鉄道公安室のような鉄道管理局の現業機関、自動車営業所・工事事務所のような地方機関の現業機関の長および鉄道診療所、鉄道療養所の長をいい、鉄道管理局長、工事事務所長、工場長のような本社付属機関の長または地方機関の長および用品庫長等はこ